

令和4年4月26日招集

第23回

# 定例総会議事録

加茂市農業委員会

## 第23回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和4年4月26日午前9時30分から下記議案審議のため、第23回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

### 記

- 第71号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第72号議案 事業計画変更承認申請に対する可否決定について
- 第73号議案 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第74号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第75号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について
- 第76号議案 農用地利用配分計画に対する意見決定について
- 第77号議案 加茂市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木君	2番 西村修市君	3番 長谷川正典君
4番 坂内長市君	5番 佐藤愛子君	6番 今井和幸君
7番 飯岡佐治雄君	8番 加茂重夫君	9番 近藤サチ子君
10番 吉村陽介君	11番 渡邊繁明君	12番 笠間栄一君
13番 梅田守康君	14番 坂上武久君	15番 小柳成吾君
16番 坂上辰彦君	17番 増井敬治君	18番 浅川和夫君
19番 永井尚文君		

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

	加茂2番 飯岡大介君	下条1番 井上長治君
下条2番 番場勇君	七谷1番 小柳修一君	七谷2番 田浦久君
須田1番 高橋正明君	須田2番 牛腸利生君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹久範君 次長 美原暁君

<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>(開会時刻:午前9時30分)</p> <p>本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 本番間近ではございますが、体には十分気を付けていただきありがとうございます。 それでは議事に入ります。 報告いたします。</p> <p>ただ今の出席農業委員数は、19名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第23回定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂一番近藤喜作君であります。</p> <p>議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議がないようでございますので、9番 近藤サチ子君、10番 吉村陽介君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>それでは議案の審議に入ります。</p> <p>採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。</p> <p>最初に、第71号議案 「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>委員退席)</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局(大竹久範君)</p>	<p>はい、事務局長 大竹です。</p> <p>それでは、議案の1ページをお願いいたします。</p> <p><b>【議案第71号朗読後、説明】</b></p> <p>番号1の譲渡人は、市外に居住しているため、所有している農地の処分を希望し、これまで申請地を耕作してきた譲受人に贈与することを協議した結果、譲受人から合意を得たことから、許可申請に至ったものです。</p> <p>申請地は、田中新田集落の北側に位置する田です。</p> <p>この申請について、許可の要件を満たしているか譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる50アールを上回っています。譲受人は専業農家であり、農業経営では譲受人、父及び母に年間150日以上農作業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供す</p>

べき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。申請地では、これまでの賃貸借の関係にあったときと変わらない作付けが、行われることになっています。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。説明は以上でございます。

議長(永井尚文君) 本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

11 番渡邊君

11 番(渡邊繁明君)

11 番、渡邊です。

調査を 12 日の日に、牛腸推進員と行ってまいりました。

申請地は集落の近くにある田で、周囲も田となっていました。圃場内は、昨年の稲刈りの後が残っており、また、畦塗されたばかりの状態でしたので、これまで適正に耕作されてきたものと判断できました。

申請地の位置及び利用状況から権利移転後も適正な利用が行われるものと考えられ、周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君) 事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい、飯岡委員。

7 番(飯岡佐治雄君)

7 番 飯岡です。

別に、この議案が悪いとか良いとか、そういう問題では無いんですけども、これだけの良い田んぼを2反以上只でくれますという。田んぼの価値がそれだけ無くなったなど。その辺、心配したんですよね。

この議案については良いのだけれども、田園地帯の田んぼをくれますよと。悪い時代になったなど、そんな事を思ったんですが、以上です。

議長(永井尚文君)

はい、他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(                    委員着席)

退席委員に報告します。本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 72 号議案



計画図です。事業計画では、砂利敷きの駐車場、車10台分を整備することになって  
います。

第72議案番号1及び第74号議案番号1の住宅建築敷地への転用について、農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画法の規定により定められた都市計画で、準工業地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され転用可能な農地です。

次に、「一般基準」について確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると自己資金で対応する計画となっており、申請書に添付された資金調達の証明書類により事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、住宅の建築面積と事業面積を転用計画面積の審査基準に照らしますと、事業面積が審査基準の範囲内にあることから妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の周囲に農地は隣接していないため、周辺農地の営農条件や農業用施設の機能に支障を及ぼすことがないことや、申請地からの排水の適正な処理や周囲に土留めの設置が計画されていることから、適正に転用事業が実施された場合は、周辺地への支障は無いと判断できます。

以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

次に、この案件の事業変更の承認基準について確認いたします。事業変更については、6つの基準を満たさなければなりません。承認基準のうち、「変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること」、「変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること」、「変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること」の3つの承認基準については、先ほどの説明のとおり転用の許可基準の確認の中で、基準を満たしていると判断できます。残りの3つ承認基準のうち「許可の取消し処分を行ってもその土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと」については、当初計画人は農業経営を行っていないこと、また、申請地周辺は既に宅地化が進んでいることから、旧所有者の下で当該地を農地として効率的に利用することはできないと判断できます。次に「許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないこと」については、当初計画人において図らずも事業実施が出来なくなってしまうもので、当初計画人の故意又は重

大な過失には当たらないと判断できます。次に、「変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度、又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること」については、承継人の世帯において現在の住まいが手狭になっていることから新たな住宅を早急に確保する必要があるため、緊急性及び必要性があると認められます。

以上によりまして、この案件は事業変更の承認基準についてもすべて満たしていると考えられます。

続きまして、第72号議案番号2及び第73号議案の貸駐車場への転用について、農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、先ほどの申請地と同じ地域にありますので、第3種農地と判断され転用可能な農地です。

次に、「一般基準」について確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると自己資金で対応する計画となっており、申請書に添付された資金調達の証明書類により、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、隣の住宅建築敷地の転用事業と同じく、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、申請地付近の土地の利用状況及び申請地の形状を考慮し、利用計画図で整備する駐車区画や通路の配置を見ると、妥当な配置、規模であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の周囲に農地は隣接していないため、周辺農地の営農条件や農業用施設の機能に支障を及ぼすことがないこと、また、既設の土留めがあり、転用事業の内容から周辺地へ土砂等が流出する恐れはないことから、適正に転用事業が実施された場合は、周辺地への支障は無いと判断できます。

以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

次に、この案件の事業変更の承認基準について確認いたします。6つ承認基準のうち、「変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること」、「変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること」、「変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること」の3つの承認基準については、転用の許可基準の確認の中で基準を満たしていると判断できます。残りの3つの承認基準のうち「許可の取消し処分を行ってもその土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと」と「許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないこと」の2つについては、先程の案件の申請地と同様の状態にありますので、基準を満た

しています。残りの1つ「変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度、又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること」については、当初計画人による当初計画の実施の見込みがなく、周辺の住民や工場から要望を受けて不足する駐車場を整備する事業であることから、緊急性及び必要性があると認められます。

以上によりまして、この案件は事業変更の承認基準についてもすべて満たしていると考えられます。

続きまして、議案書5ページの第74号議案の番号2の申請についてご説明申し上げます。

番号2は、現在市外に居住している譲受人が、祖父である譲渡人から農地を譲り受けて住宅を建築するために行われた許可申請です。

議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の7ページをご覧ください。

申請地は幸町一丁目地区内の住宅街に所在しています。8ページの案内図をご覧ください。申請地は斜線で表示した位置となります。JAのガソリンスタンドがある国道403号の交差点から北側に伸びる一方通行の市道を■■メートル程の進んだ位置に所在しています。9ページの申請地付近の更正図をご覧ください。図面上で斜線が引かれている部分が申請地となります。現在は、申請地の東側に隣接する譲受人の畑と一体利用されています。10ページが利用計画図となりますのでご覧ください。事業計画では、175平方メートルの敷地に、建築面積57.96平方メートルの住宅の建築と車4台分の駐車スペース54.6平方メートルを整備することになっています。11ページは、建築を予定する住宅の平面図です。

この申請の内容を、農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画で第一種住居地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され、転用可能であります。

次に、「一般基準」について確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容から融資で事業実施する計画となっており、金融機関から発行された融資が可能であるとする審査結果の通知書により、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、住宅の建築面積と事業面積を転用計画面積の審査基準に照らしますと、事業面積が審査基準の範囲内にあることから妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地に譲渡人の農地が隣接していますが、農地との境界に土留めの設置が計画されおり、

譲渡人の下での耕作に支障が生じない見込みであること及び、事業実施に伴い接続する下水道と排水路の所在が現地調査で確認されていますので、事業実施による周辺農地等への支障は生じないものと判断できます。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

続きまして、議案書6ページの第74号議案の番号3の申請について、ご説明申し上げます。

番号3は、市内アパートに居住している借主が、祖父である貸主から実家に隣接する農地を借り受けて住宅を建築するために行われた許可申請です。なお、申請地はこれまで農振農用地でしたが、市において地区除外の手続きが行われ、手続きが完了したことから、今回許可申請されたものです。

議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の12ページをご覧ください。

申請地は、図面上に黒く塗りつぶした位置となり、川西集落の西側に位置しています。13ページの案内図をご覧ください。申請地は、集落の住宅地に接続しており、貸主の住宅敷地の南側に隣接しています。14ページの申請地付近の更正図をご覧ください。図面上で斜線が引かれている部分が申請地です。申請地の西側が市道、北側が貸主の住宅敷地で、南東側には樹園地が隣接しています。15ページが利用計画図となりますので、ご覧ください。事業計画では202平方メートルの敷地に、建築面積49.68平方メートルの住宅の建築と、車2台分の駐車スペース20平方メートルを整備することになっています。16ページが建築を予定する住宅の平面図です。

この申請案件について、農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地の東側が農地の広がりにつながっており、10ha以上の集団的に存在している農地の一部を構成していますので、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を許可しない農地として位置づけられていますが、公共性の高い事業に供される場合や、地域の農業の振興に資する施設の用に供される場合等には、例外的に許可できることになっています。申請案件の転用目的である集落に接続する住宅に供するための転用は、例外的に転用許可可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容で融資により対応する計画となっており、金融機関から発行された融資が可能であるとする通知書により、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、住宅の建築面積と事業面積を転用計画面積の審査基準に照らしますと、事業面積が審査基準の範囲内にあることから

妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地に樹園地が隣接していますが、現地調査で、事業実施に伴い接続する排水路の所在や現状において隣接農地の営農に支障が生じていないことが確認されていること及び、合併浄化槽による汚水処理や自然浸透による雨水排水等の被害防止措置を行う計画になっていることから、事業実施による周辺農地等への支障は生じないものと判断できます。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

続きまして、第74号議案の番号4の申請についてご説明申し上げます。

番号4は、借主が同居している弟である貸主から、隣接する農地を借り受けて住宅を建築するために行われた許可申請です。

議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の17ページをご覧ください。

申請地は、図面上に黒く塗りつぶした位置となります。五反田集落内に位置しており、信濃川の左岸堤防の五反田橋の交差点から、北側に150メートル程の位置に所在しています。18ページの案内図をご覧ください。申請地は、貸主の住宅敷地の北側に隣接しています。19ページが申請地付近の更正図となりますので、ご覧ください。図面上で斜線が引かれている部分が申請地で、南側に隣接している点線で表示している部分が一体利用地となる宅地です。一体利用地には、転用許可の不要な農業用施設が所在しており、一部は申請地にもかかっています。今回の転用事業にあたっては、農業用施設を取り壊した上で実施される予定となっています。申請地の北東側の隣接地の図面は次の20ページの図面となっています。当該土地は、貸主の休耕畑となっています。21ページが利用計画図となりますので、ご覧ください。事業計画では、一体利用地となる宅地とあわせて全体面積237.56平方メートルの敷地に、建築面積41.95平方メートルの住宅の建築と、1区画の駐車スペース15平方メートルの設置及び庭を整備することになっています。22ページが建築を予定する住宅の平面図となります。

この申請案件について、農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地の北側が農振農用地の広がりにつながっており、集団的に存在している農地の一部を構成していますので、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を許可しない農地として位置づけられていますが、申請案件の転用目的が集落に接続する住宅に供するための転用であることから、例外的に転用許可可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容で融資により対応する計画となっており、金融機関から発行された融資が可能であるとする通知書により、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月の翌月からすぐに工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、住宅の建築面積と事業面積を転用計画面積の審査基準に照らしますと、事業面積が審査基準の範囲を若干超えますが、駐車場の整備や建物等の配置からみて、過剰な転用面積ではないと考えられ、妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地に隣接する貸主の農地が隣接していますが、現地調査で事業実施に伴い接続する排水路の所在や現状で周囲への土砂等の流出がないことが確認されていること及び、合併浄化槽による汚水処理や既存の排水路を活用した雨水処理が計画されていることから、事業実施による周辺農地等への支障は生じないものと判断できます。

なお、土地改良区から申請地での転用許可実施については、さしつかえないとの意見が出されています。

以上によりまして、申請案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

13番(梅田守康君)

13番 梅田委員。

13番、梅田です。

4月20日に坂内委員と現地の調査を行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

はじめに、第72議案と第73号議案及び第74号議案番号1の申請地について報告します。2つの申請地は隣あって所在し、周囲は道路や宅地によって囲まれており、隣接する農地は所在していませんでした。第72号議案番号1及び第74号議案番号1の住宅建築敷地を予定する申請地は、雑草が除去され土砂がならされた状態となっていました。第72号議案番号2及び第73号議案の貸駐車場を予定する申請地は、雑草に覆われていましたが、管理が行われている様子で雑草は伸びていませんでした。申請地と南東側に面する市道との間に、雨水の排水先となる排水路、また、北東側に面する市道に汚水の放流先となる下水道の所在をそれぞれ確認しました。現況で申請地から周囲に土砂等の流出がないことが確認でき、事業の実施に際して土留めの施工が予定されていることから、計画どおりに事業が行われた場合は、周辺地への支障は生じないものと考えられ、2つの申請地ともに事業変更承認及び転用許可相当であると判断いたしました。

次に、第74号議案の番号2の申請地について報告します。

申請地は住宅街の中に所在しており、周囲は宅地化していましたが、申請地には畝があり、一部には野菜が残っている状態でした。申請地と西側に面する市

道との間に雨水の排水先となる排水路及び、市道に汚水の放流先となる下水道の所在を確認しました。申請地の東側に譲渡人の畑が隣接していましたが、申請地との高低差は無く、現状で申請地から土砂等の流出は生じていませんでした。また、計画では東側の農地及び南側の排水路との境界に新たに土留めを設置する予定であることや、転用事業の内容及び申請地との位置関係から見て、事業が行われた場合も隣接する農地の営農に支障は生じないものと判断できました。

以上の現地の状況から計画どおりに事業実施された場合は、周辺農地等への支障は生じないものと考えられ許可相当であると判断しました。

次に、第74号議案の番号3の申請地について報告します。

申請地は集落の端に位置していました。申請地は貸主の住宅敷地の南側に隣接する農地で、休耕の状態となっていました。申請地の西側には市道を介して農地が広がっており、南東側は樹園地が隣接していましたが、現状で申請地から周囲の農地への土砂等の流出は生じていないこと及び、耕作に支障が生じていないことを確認しました。また、転用事業の内容及び申請地との位置関係から見て、事業が行われた場合も隣接する農地の営農に支障は生じないものと判断できました。申請地と西側の市道との間に、雨水及び合併浄化槽で処理された汚水の排水を放流する排水路、排水升及び市道の下を横断している排水口の所在を確認しました。

以上の調査内容から計画どおりに事業実施された場合は、周辺農地等への支障は生じないものと考えられ許可相当であると判断しました。

次に、第74号議案の番号4の申請地について報告します。

申請地は、信濃川の堤防の下に位置しており、貸主の住宅敷地の北側に隣接して所在していました。申請地にはパイプハウスが設置されていましたが、休耕の状態となっていました。また、一体利用地として計画されている宅地部分には、転用許可が不要な農業用施設が所在しており、申請地の一部もその敷地として利用されている状態となっていました。転用事業の実施は、当該農業用施設を取り壊して行われると立会人から説明を受けました。申請地の北側に貸主の所有する農地が隣接していましたが、高低差は無く、現状で申請地からの土砂等の流出は生じておらず、転用事業の内容及び申請地との位置関係から見て、事業実施後も当該農地の営農に支障は生じないものと判断できました。申請地の北側に、雨水や汚水の放流先となる既設の排水路の位置を確認しました。

以上の調査内容から計画どおりに事業実施した場合は、周辺農地等への支障は生じないものと考えられ許可相当であると判断しました。

報告は以上です。

はい、ご苦労様でした。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

第 72 号議案については承認、第 73 号議案、第 74 号議案については許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、第 72 号議案は承認、第 73 号議案、第 74 号議案については許可することに決定いたしました。

次に、第 75 号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、                    委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(                    委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 7 ページをお願いします。

【議案第 75 号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和4年5月 10 日公告」の内容につきまして、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 75 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(                    委員着席)

議長(永井尚文君)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 76 号議案

「農用地利用配分計画に対する意見決定について」を上程いたします。

なお、                    委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(                    委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 8 ページをお願いします。

【議案第 76 号朗読後、説明】

この案件は、農地中間管理機構から事務委託を受けた加茂市が作成した計画案の内容について市長が当農業委員会に意見を求めてきたことに応じて、意見を提出するものです。

加茂市で作成した計画案は、別冊の「農用地利用配分計画(案)」の各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 76 号議案関係 参考資料1の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1による説明)

今回の利用権移転関係については、農地が所在する地域で営農する農業者へ、従前の貸主から利用権を移転するものです。

なお、この計画案で定めた契約内容は、農地中間管理機構が予め受け手として登録した農業者に貸し付けられることから、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るものとなっていると判断できます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(                    委員着席)

議長(永井尚文君)

退席委員に報告します。本議案は農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに決定いたしました。

次に、第 77 号議案

「加茂市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更に

事務局(大竹久範君)

ついて」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の9ページをお願いします。

**【議案第77号朗読後、説明】**

平成28年4月1日施行の改正後の農業委員会等に関する法律では、農地利用の最適化、すなわち担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進が、農業委員会の必須事務として位置づけられ、同法第7条第1項で、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に努めなければならないとされました。この規定に基づき当委員会では平成29年11月29日に農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定しています。この指針は、地域の農地利用の将来の構想を描くもので、農地等の利用の最適化の3点について具体的な数値目標とその推進方法を定めることとされており、当委員会では指針の目標年次及び内容の設定に関しては、加茂市で農業経営基盤強化促進法の規定に基づき策定している「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」(基本構想といいます。)に準じて設定し、目標年度は令和5年度となっています。なお、指針の中で農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行うと規定しており、令和2年10月の段階での現状を踏まえ見直しを行っています。

農業委員会の農地利用の最適化の推進については、内閣の規制改革推進会議から「農業委員会は農地の集積・集約の取組みが目標に照らして着実に進捗しているのか、農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのか等を明確にする」ことが求められており、この答申を踏まえ閣議決定された規制改革実施計画で「全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定め、推進委員等が具体手的な活動を記録し、農業委員会が評価を行った上で公表する仕組みを構築する」ことが位置づけられました。それに伴い、今年2月に農林水産省経営局長から、農地利用の最適化の活動内容や成果が農業者等に対して見える様に、これまで農業委員会で行ってきた目標や活動の計画を再構築することを内容とした通知が発出されました。この通知では、農業委員会は最適化活動の成果目標及び活動目標(以下、「最適化活動の目標」という。)を毎年度設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することとされました。この通知に基づき、今後農業委員会では単年度ごとに最適化活動の目標を設定することになりますが、目標設定の際には農業委員会が策定した指針に基づき設定することになります。今回、局長通知で示された最適化活動の目標の考え方と、現行の指針の目標の一部について適合しない部分がありましたので、整合を図るため指針を改訂することとしたものです。

別冊の第77号議案 加茂市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針をご覧ください。局長通知を踏まえ、事務局で作成した改訂案となり

ます。改訂する部分を下線で示してあります。

今回、経営局長通知と整合を図るための主な改訂事項については、第 77 号議案関係資料により説明いたしますので、合わせてご覧ください。

初めに、各目標年の表記を年から年度に改めています。

次に、第1基本的な考え方で規定した単年度の活動の設定の拠り所となる発出文書及び、規定を今回農林水産省経営局長から発出された通知に改めました。当該通知は資料の3ページからとなっています。

次に、第2の1の(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な進捗方法の①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、調査結果を反映させる農地台帳システムが本年度から変更となっていますので、その名称を現行のシステム名に改めました。

次に、第2の2の(1)担い手への農地利用集積目標の目標時の「集積面積」と「集積率」について、新潟県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び加茂市の基本構想で設定された目標と整合を図ることが経営局長通知で示されましたので、それに従い改訂しました。県の基本方針及び市の基本構想は令和3年改訂されており、令和5年度の担い手への集積率が9割とされていますので、その目標に準じて改訂しました。かなり積極的な目標値となっていますが、より活発な活動を行うための設定となっています。

以上の改訂内容で案を作成いたしました。

なお、単年の目標、活動計画については議決いただいた方針案の内容を基にして策定し皆様に協議する予定です。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

10 番(吉村陽介君)

10 番吉村です。

基本的に、ちょっとお聞きしたいんですけど、これについては人農地プランとは違うんですか。

議長(永井尚文君)

はい、事務局。

事務局(美原 暁君)

事務局、美原です。

吉村委員の言われた人農地プランとは関係がなくて、関係が全く無いわけでは無いんですけど、農業委員会で取組む目標を定める指針となっています。

ですので、全く人農地プランとは関係無いわけでは無いんですけど、集積とかっていう部分では関係はしてくるんですが、今回のものについては、あくまで農業委員で農地利用の最適化を推進するための目標という形になっております。

10 番(吉村陽介君)

はい、10 番 吉村です。

実を言うと、人農地プランで言うのが、どうやら法律がちょっと変わって市が2年間で方針を作成するように変わったと人から聞いたもんですから、農業委員会とは関係なく農林課かも知れませんが、こう言うのも絡んできているような気もしているのでちょっと聞きたいのと、それに合わせて、今後、農家が受け取るこ

<p>議長(永井尚文君) 事務局(大竹久範君)</p>	<p>とのできる補助金の制度が、すべからく人農地プランを作成している地域の担い手しか補助金が出ない性格になってきてしまって、補助金自体受けられないというような形もあるので、市としてどう考えているのか、軽く説明していただきたいなと思います。</p> <p>はい、局長おねがいします。</p> <p>事務局長 大竹です。</p> <p>人農地プランにつきましては、今、国会で審議中ということで、衆議院を通過して、今、参議院の方で審議に入るという形になってます。形としましては、今年度は周知期間ということで、残り、来年、再来年度で人農地プランを作成するような流れになるようです。</p> <p>それで、人農地プランを作るマニュアルとか、それに係る補助金の関係とか、サポートする人とか、そういうものについては、今回の審議で国会を通ったらはつきりしてくる。細かい情報が流れてくるんじゃないかと。今は粹しか来てなくて具体的なのは、まだ分からない状況になっています。</p> <p>市の方で作るわけですが、農業委員さんからは、紐付けする地図についてご協力いただくような話になっておりますので、説明会など開く際は、ご協力いただくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>議長(永井尚文君) 10 番(吉村陽介君)</p>	<p>他に、どうぞ。</p> <p>10 番 吉村です。</p> <p>是非、人農地プランを作成することになったら全面協力するので、よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局(大竹久範君) 議長(永井尚文君)</p>	<p>心強いご意見、ありがとうございました。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(しばらく声なし。)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>ないようですので、農業委員による採決をいたします。</p> <p>本議案について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員の挙手あり)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>挙手、全員(多数)でありますので、本議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の議案は全部終了いたしました。</p>
<p>(議案審議終了午前 11 時 02 分)</p>	
<p>議長(永井尚文君) 事務局(大竹久範君)</p>	<p>これより、報告案件をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局長 大竹です。</p> <p>それでは、議案の 10 ページをお願いいたします。</p> <p><b>【報告第 1 号朗読】</b></p> <p>これは、法務局に農地から農地以外の地目に変更する登記申請が行われた</p>



<p>議長(永井尚文君)</p> <p>事務局(大竹久範君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p>	<p>当初許可を得た転用事業が賃借権を設定しての貯木場の整備であったことから、一旦は許可を受けた事業を実施したものの、年数の経過とともに現在の利用形態に変更されたものと推測いたしました。</p> <p>調査で確認した現況から照会のあった土地については、非農地であり宅地であると報告することと判断して参りました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>引続き、事務局の説明をお願いします。報告2号、3号の説明をお願いします。</p> <p>事務局長 大竹です。</p> <p>議案の11ページになります。</p> <p><b>【報告第2号朗読】</b></p> <p><b>【報告第3号朗読】</b></p> <p>ちょっと戻りますけども、報告第2号の関係ですが、番号1は、賃借人の希望により、合意解約に至ったものです。番号2は賃借人に所有権を移転するため解約されたものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(しばらく声なし)</p> <p>ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>次に、事務報告をお願いいたします。</p> <p>令和4年3月28日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。</p> <p>(事務報告)</p> <p><b>【議案22ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】</b></p> <p>以上で事務報告が終わりました。</p> <p>報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(しばらく、声なし)</p> <p>無いようでありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。</p> <p>これにて、加茂市農業委員会第23回定期総会を終了いたします。</p> <p>(閉会時刻:午前11時25分閉会)</p>

令和4年4月26日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

9 番 委 員

.....

10 番 委 員

.....